

2012年5月10日(木)

公益財団法人 日本サッカー協会

2012年度 第2回理事会

協議事項

1. 大学・専門学校における指導者養成講習会開設の件
<p>以下の大学、専門学校において、公認C級コーチ養成講習会の開設を認めたい。</p> <p>(1) 学校法人 横浜 YMCA スポーツ専門学校 (神奈川県) C級 インストラクター：和田 武倫(ワダ タケノリ)/(47FA インストラクター)公認A級コーチ インストラクター：望月 選(モチヅキ エラブ)/(47FA インストラクター)公認A級コーチ</p> <p>(2) 成美大学 (京都府) C級 (※D級はすでに開催認定済) インストラクター：足立 昌義(アダチ マサヨシ)/(47FA インストラクター)公認A級コーチ インストラクター：草木 克洋(クサキ カツヒロ)/(47FA インストラクター)公認S級コーチ</p> <p>*参考：開設認定校数 大学：34校 短大：2校 専門学校：16校 (上記含まず)</p>
2. 日本人指導者海外派遣の件
<p>(協議) 資料No.1</p> <p>ラオスサッカー連盟 (以下L A O F F) からの要請を受け、アジア貢献事業の一環として、下記指導者を派遣したい。派遣時期は6月を予定している。</p> <p>派遣者：木村浩吉 (キムラ コウキチ) /51歳 派遣先協会：ラオスサッカー連盟 資格：公認S級コーチ (1992年取得) 役職：ラオス代表監督 (U18以上の各世代代表) 契約期間：2012年7月1日～2014年1月31日 費用負担：[J F A] 給与の一部及び傷害保険料 [L A O F F] 給与の一部、住居・自動車、日本-ラオス間の航空券 略歴：添付別紙のとおり</p> <p><背景及び実施理由></p> <p>ラオス代表チームは現在F I F Aランキング173位である。</p> <p>ラオスサッカー連盟はJ F Aのユース育成、指導者養成、代表強化、普及のノウハウを吸収したいとの強い意向により技術委員長及び代表監督の2つの重要ポストへの日本の指導者の派遣を要請してきた。4月の理事会でご承認頂いた技術委員長の派遣に続き、今回代表監督の人選が出来たのでお諮りする。</p> <p>東南アジアの各協会は、地域全体の経済成長に伴い財政規模が拡大しており、サッカーのレベルアップのための施策にきちんと取り組む体制が出来つつある。ラオス連盟も一昨年初めて民間出身の会長が就任し、協会内の抜本的な体制構築を急いでいる。今般の派遣要請はその一環であり、住居や自動車の経費負担に加え給与の一部負担もしたいと表明しており、J F Aに対する信頼の深さと決意の強さを感じさせる。</p>

木村氏はこれまでナショナルトレセンコーチとして重要な任務を担ってきたが、今般の要請に応えうる経験、能力を備えている数少ない人材であり、人選を決定した。

3. 競技会委員会大会部会員 交代の件

競技会委員会の以下の大会部会員を交代したい。

(1) シニア大会部会

旧) 部会員(関東) 大木正幸 (オオキ マサユキ)

↓

新) 部会員(関東) 福田治 (フクダ オサム)

(2) 女子大会部会

旧) 部会員(関西) 北口 伸夫 (キタグチ ノブオ)

↓

新) 部会員(関西) 金坂 正廣 (カナサカ マサヒロ)

4. 基本規程の改正の件

(協議) 資料No.2

別紙の通り、基本規程を改正したい。

現在、基本規程第150条第3項及び第163条第4項は、それぞれ女性の審判員及び女性の審判指導者について、産後1年を経過するまでは研修会等の出席を免除されると規定している。しかしながら、産後1年では短いのではないか、あるいは1年が足かせとなって審判、審判指導活動復帰をあきらめるざるを得ないケースがあることから、期間の撤廃を求める声も聞かれる。また、男性審判員、指導者にも傷病等で1年を超えて審判活動を休止するケースも想定され、それに対応する必要がある。

については、添付資料の案のとおり、それぞれの活動停止の期間を撤廃するとともに、復帰した場合に審判、審判指導技術が活動前の級のレベルにあるのかを確認する、またそのレベルに引き戻すための講習会、研修会に参加することを義務付けることとし、特に女性の審判員の確保に努めることとしたい。

なお、復帰後、当該研修会で活動前の級のレベルにない、引き戻せないと判断された場合は、降級等の措置を取ることとなる。

施行日：2012年6月1日

5. 懲罰処分の解除の件

無期限懲罰処分中の木口茂一氏および大竹信之氏より処分解除の嘆願書が提出された(木口氏：4月15日付け、大竹氏：4月18日付け)。

両名については、1989(平成元年)年6月2日の本協会理事会において「本人より反省の態度が示された時点で処分を解除すること」が確認されている。

規律・フェアプレー委員会にて審議した結果、両名ともに反省の意思が確認されたこと、また、懲罰決定時より既に26年の長期間が経過していることを考慮し、両名に対する懲罰処分を解除することとしたい。

なお、上記2名と同時に処分が科され、現在も処分中である崔海鎮(サイカイチン)氏についても、本人からの嘆願書の提出があった時点で、同様の基準で処分解除を検討したい。

[処分解除対象者]

木口 茂一 (キグチ シゲイチ) 全日空横浜サッカークラブ(当時) 元選手 (60歳)

<p>大竹 信之（オオタケ ノブユキ） 同上 元選手（52 歳）</p> <p>〔処分解除日〕</p> <p>2012 年 5 月 10 日</p> <p>〔違反行為の概要〕</p> <p>処分：無期限登録停止</p> <p>処分決定日：1986 年 4 月 17 日（昭和 60 年度第 10 回理事会）</p> <p>違反行為：試合放棄（1986 年 3 月 22 日、第 21 回日本サッカーリーグ対三菱重工戦）</p>
<p>6. J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認（新規）の件</p>
<p>（新規）</p> <p>1. 公認申請者：島根県浜田市</p> <p style="padding-left: 2em;">施設名：サン・ビレッジ浜田スポーツ広場</p> <p style="padding-left: 2em;">施設所有者：浜田市長 宇津 徹男（ウヅ テツオ）</p> <p style="padding-left: 2em;">ロングパイル人工芝：ハイブリッドターフ（ET-62） / 住友ゴム工業(株)</p> <p style="padding-left: 2em;">公認期間：2012年5月10日～2015年5月9日</p> <p style="padding-left: 2em;">公認番号：第121号</p> <p><特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ハイブリッドターフ（ET-62） / 住友ゴム工業(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、J F A ロングパイル人工芝基準を満たしている。 ◆公認規程に基づき 2 回の検査（フィールドテスト）を実施し、J F A ロングパイル人工芝基準を満たしている。